



平成24年6月8日

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第19条に基づき(仮称)未長住宅建設計画に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 阿部 孝夫
	指定開発行為の名称	(仮称) 未長住宅建設計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市高津区末長1040-1ほか
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	敷地面積: 約8,800㎡ 計画戸数: 192戸 計画人口: 473人
	指定開発行為の施行期間	着手予定: 平成25年5月 完了予定: 平成28年10月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間: 平成24年6月8日(金) から 平成24年7月23日(月) まで 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。 ただし、高津区役所では第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 時間: 午前8時30分から午後5時15分まで 上記期間中、本市ホームページにて標記条例準備書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm</a>
	縦覧場所	高津区役所、橘出張所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	・縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限: 平成24年7月23日(月) (郵送の場合は、平成24年7月23日消印有効) 提出先: 川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2156